

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく法人住民税決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年10月26日付けでした、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人住民税均等割額（以下「均等割額」という。）決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人は、本件各異動届にあるとおり、平成28年5月31日をもって営業活動を終了し、平成29年5月31日をもって解散している。

本件事業年度の平成28年6月1日に売上は生じているが、残存在庫の処理にすぎない。また、同様に、経費も計上しているが、店舗の原状回復費、光熱水費及び税理士法人に対する申告業務手

数料等である。

以上のことから、平成28年6月以降、〇〇区〇〇〇-〇-〇については、「継続して事業が行われる場所」には該当せず、本件処分は不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年5月2日	諮問
平成30年6月27日	審議（第22回第3部会）
平成30年7月25日	審議（第23回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 東京都の特別区内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対して課せられる道府県民税及び市町村民税（以下併せて「法人住民税」という。）については、均等割額及び法人税割額の合算額によるものとされている（法24条1項3号、法294条1項3号、法1条2項、法734条2項及び3項）。

そして、当該法人については、法人税に係る申告書の提出義務

がある場合、当該申告書の提出期限までに、東京都知事（以下「知事」という。）に法人住民税を申告納付しなければならないとされている（法 53 条 1 項、法 321 条の 8 第 1 項、法 734 条 2 項及び 3 項）。

また、知事は、当該法人について法人住民税の申告書の提出がなかった場合においては、その調査によって申告すべき均等割額を決定するものとされている（法 55 条 2 項、法 321 条の 1 第 2 項、法 734 条 2 項及び 3 項）。

- (2) 上記(1)のとおり、東京都の特別区内に事務所等を有している法人については、その事務所等を有することが、法人住民税の課税要件となっているところ、この場合の事務所等とは、「自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものである」とされている（地方自治法 245 条の 4 の規定による技術的助言である「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号）第 1 章・第 1 節・6・(1)）。
- (3) 法人住民税の納税義務者は、事務所等を廃止した場合には、その事実の発生した日から 10 日以内にその旨を知事に申告しなければならないとされている（条例 114 条の 2 第 2 項）。
- (4) 東京都の特別区内に事務所等を有する法人の均等割額は、資本金等の額及び特別区ごとの従業者数の合計数に応じて、条例

に定める額に、法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとされている（法52条3項、法312条4項及び条例106条1項）。

法人税額の課税標準の算定期間とは、法人税の課税標準である所得の算定期間である事業年度をいい、事業年度とは、原則、法人の会計期間をいうとされている（法53条1項、法321条の8第1項、法人税法74条1項、同法13条）。

2 以下、本件処分について検討する。

(1) 本件においては、以下の事実が認められる。

ア 請求人の本店所在地は、昭和55年6月26日の設立以降、本件事業年度に至る間、東京都〇〇区に所在していること。

イ 請求人は、処分庁に対し、本件異動届1により事業終了を、本件異動届2により法人解散をそれぞれ届け出ているところ、本件各異動届によれば「本店又は主たる事務所の所在地」欄はいずれも「東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇」とされていること。

なお、当該住所は、請求人代表取締役〇〇〇〇氏の自宅住所と同一であるとされていることから、請求人は同自宅を事務所としていたものと認められる。

ウ 請求人は、本件事業年度において、売上高のほか、販売費及び一般管理費においても一定額を計上していることから、本件事業年度において継続して事業を行っていたといえること。

なお、請求人による本件事業年度に係る法人税の確定申告書によると、法人税割額の課税標準となる法人税額が0円であるとされていること。

エ 以上のことから、請求人は、事業の必要から、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号の請求人代表取締役の自宅において、継続的に事業を行っていたものといえるのであるから、本件事業年

度において均等割額の課税要件である東京都の特別区内に事務所等を有する法人として、均等割額の納付義務があるといえること。

オ 請求人は、処分庁に対し、本件事業年度に係る法人住民税の申告期限である平成29年7月31日までに当該申告を行っていないこと。

(2) 上記(1)のことから、処分庁は以下のとおり、本件処分を行ったものと認められる。

ア 請求人の本店所在地は〇〇区であって、その資本金の額は3,000万円であること、請求人の本店の所在地において継続して事業を行っていること及び申告期限までに処分庁に対して法人住民税の申告を行っていないことがそれぞれ認められたことから、処分庁としては、本件事業年度に係る請求人の均等割額を決定する必要があったこと。

同決定においては、条例106条1項3号の規定により、請求人の均等割額の税率が、年額180,000円となること。

イ 以上のことから、処分庁は、請求人に対し、本件事業年度に係る均等割額を180,000円とする本件処分を行っていること。

### (3) 結 論

よって、処分庁は、上記1の法令等の規定に基づき、請求人に対し、本件処分を行ったものと認められるのであって、そこには何ら違法又は不当な点はない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張して、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件事業年度において、請求人が事業活動を継続していたことは明らかであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

そして、本件処分が適法であることは上記2のとおりであることから、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成